

議案第 6 1 号

三田市市政への市民参加条例の一部を改正する条例の制定について

三田市市政への市民参加条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 8 年 8 月 1 7 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市市政への市民参加条例の一部を改正する条例

三田市市政への市民参加条例（平成26年三田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「満20歳以上」を「満18歳以上」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (1) 第7条第2項各号に掲げるもの
- (2) 条例の制定又は改廃に関するもの
- (3) 事業の実施に当たって、既に議会の議決を得たもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公序良俗に反するなど著しく不適當であると市長が認めたもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。